

越前町の健全化判断比率をお知らせします。

健全化判断比率とは、町の財政状況が健全であるかどうかを判断する比率で、この比率が、国の定めた基準比率を超え、財政状況が悪いと判断された場合は、財政健全化計画や、財政再生計画などの策定が必要になります。(下表参照)

【平成20年度決算に基づく健全化判断比率・早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準表】

健全化判断比率	越前町の比率	健全段階と判断される比率	財政の早期健全化が必要と判断される比率 (財政健全化計画の策定)	財政の早期再生が必要と判断される比率 (財政再生計画の策定)
実質赤字比率 <small>一般会計等の比率</small>	—— (黒字のためー) (19決算 -)	0%	13.64% 平成20年度標準財政規模に基づく数値	20.00%
連結実質赤字比率 <small>一般会計等、公営事業会計を合わせた比率</small>	—— (黒字のためー) (19決算 -)	0%	18.64% 平成20年度標準財政規模に基づく数値	40.00%
実質公債費比率 <small>一般会計等、公営事業会計、一部事務組合、広域連合を合わせた比率</small>	19.7% (19決算 22.5%)	0%	25.0% ※18%以上は、県の起債許可が必要	35.0%
将来負担比率 <small>一般会計等、公営事業会計、一部事務組合、広域連合、地方公社、第三セクター等を合わせた比率</small>	140.5% (19決算 151.4%)	0%	350.0%	
資金不足比率 <small>簡易水道事業特別会計・公共下水道事業特別会計・集落排水事業特別会計・上水道事業会計・国民宿舎事業会計・国民健康保険病院事業会計それぞれの比率</small>	全会計 (資金不足でないためー) (19決算 全会計ー)	0%	20.0%	公営企業の経営健全化が必要と判断される比率 (経営健全化計画の策定)

● 越前町 は、越前町の比率 □ % は、越前町の基準となる比率

上表のとおり、本町の健全化判断比率は、すべて健全段階と判断される比率の範囲内にあります。実質公債費比率は、19.7%と合併後初めて20%を切りましたが、依然高い比率であり、実質公債費比率を下げるために、今後も新規起債発行の抑制や、高金利起債の繰上償還などを計画的に実施していきます。

【実質赤字比率】

本比率は、標準財政規模(※)に対する、一般会計等(下表参照)の赤字の割合を示す比率です。

(※)標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう、一般財源の規模。

【連結実質赤字比率】

本比率は、標準財政規模に対する、一般会計等と公営事業会計(下表参照)を合わせた会計の赤字の割合を示す比率です。

【実質公債費比率】

本比率は、標準財政規模に対する、一般会計等の年間借金返済額と、公営事業会計、一部事務組合・広域連合の借金返済にあてられた繰出金などの割合を示す比率です。

【将来負担比率】

本比率は、標準財政規模に対する、一般会計等、公営事業会計、一部事務組合・広域連合、地方公社・第三セクターなどにかかる町が将来負担すると見込まれる負債額などの割合を示す比率です。

【資金不足比率】

本比率は、公営企業会計(下表参照)それぞれの会計において、事業の規模に対する、資金不足の割合を示す比率です。

一般会計等	一般会計		温泉事業特別会計	農林漁業体験実習館事業特別会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計							
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険事業特別会計					
			老人保健事業特別会計					
			介護保険事業特別会計					
			後期高齢者医療事業特別会計					
公営企業会計	公営企業に係る会計	法非適用企業	簡易水道事業特別会計	資金不足比率(会計別)	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
			公共下水道事業特別会計					
			集落排水事業特別会計					
		法適用企業	上水道事業会計					
			国民宿舎事業会計					
			国民健康保険病院事業会計					
一部事務組合・広域連合								
地方公社・第三セクター等								